二三　国税通則法施行規則の一部を改正する省令　三一　特7　四二八
二四　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令　三一　特7　四二九
二五　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特7　四八九
二六　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特7　四八九
二七　国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件を廃止する省令　三一　特7　四九三
二八　相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令　三一　特7　四九三
二九　減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令　三一　特7　四九三
三〇　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令　三一　特7　四九三
三一　貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令　三一　特7　四九三
三二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特7　四九三
三三　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令を廃止する省令　三一　特7　四九四
三四　株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令　三一　特7　四九四
三五　関税法施行規則等の一部を改正する省令　三一　特8　七四
財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　69　一三
文部科学省
四　学校教育法施行規則の一部を改正する省令　一四　一
五　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一四　50　三
六　へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令　一五　二
七　国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令　二一　二
八　PTA・青少年教育団体共済法施行規則の一部を改正する省令　二二　一
九　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令　三一　69　二四
一〇　教育公務員特例法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令　三一　69　二五
一一　独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令　三一　69　二九
一二　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令　三一　69　一四〇
一三　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令　三一　69　一四一
一四　文部科学省組織規則の一部を改正する省令　三一　69　一四三
一五　国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令　三一　69　一四三
一六　文部科学省定員規則の一部を改正する省令　三一　69　一四三
一七　大学設置基準等の一部を改正する省令　三一　69　一四四
一八　学校教育法施行規則の一部を改正する省令　三一　69　一四四
一九　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　69　一四五
二〇　学校教育法施行規則の一部を改正する省令　三一　70　二
二一　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令　三一　特8　八四
二二　社会教育調査規則の一部を改正する省令　三一　特8　八九
二三　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令　三一　特8　八九
二四　学校教育法施行規則の一部を改正する省令　三一　特8　八九
二五　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令　三一　特8　八九
二六　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令　三一　特8　九〇
文部科学省、厚生労働省
一　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令　三一　特8　九二
厚生労働省
二　柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令　三一　69　一四
一四　医療法施行規則の一部を改正する省令　六　二
一五　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令　九　一
一六　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令　一〇　48　二〇
一七　介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令　一七　七